

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第20号 平成27年度松崎町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（齋藤文彦君） 議案第20号は、平成27年度松崎町介護保険特別会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

- 議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 5番（高柳孝博君） 23ページの上から3つ目の居宅介護サービス給付費、これが増えています。去年から増えています。それから、3項、地域密着型介護サービス、これも増えていまして、一方で施設介護サービス給付費、一番下の5項ですか、そこがマイナスになっているわけですが、これはサービスの考え方を変えてきたというふうに考えてよろしいのでしょうか。それが1点と、年金の方も・・・、2点目は、マクロ経済スライドというので、年金自体が調整されてきて、非常に次世代への負担が大きくなってくると思います。それと同時に高齢者に対する社会保障というのが圧迫されてくるという・・・、抑えられてくると考えるわけですけど、そのあたりで保険料の算定が第6期のときには、だんだんと減って29年まで減って、29年まで減っていつているわけですけど、そのあとまた後期の方が非常に高齢者になってきて、超高齢化社会になってきて、増えるようにみえるわけです。そのあたりの対策が施設等も含めての何か新しいサービスが出てくるというようなことで説明を聞いているわけですけど、そのあたりの説明を詳しくもう一度お願いします。

- 健康福祉課長（高木和彦君） 23ページのサービスについてちょっと触れさせていただいて、概要をご説明させていただきたいと思います。

まず、3番目にあります居宅介護サービス給付費3億4259万5000円、これはだいたい700万円ほど増えているということですが、これは内容としては訪問介護ですとか、入浴介護、訪問リハビリですとか、よく松崎デイサービスセンターで1日遊んでくるとか、そういうサービスが含まれています。金額にすると717万5000円ということですが、率的には

金額はあれですけれども、分母が大きいものですから内容の状況はそんなに大きく変わっていません。

特に最近では、入浴訪問介護という自宅の方で機械を持って行って、お風呂に入るようなサービスが非常に増えているような傾向はありますけれども、この辺は実際にはそのように大きな内容の変更はございません。

その次に、地域密着型介護サービス給付費。これも6355万3000円ですけれども、これは元々松崎中学校の前にあります松崎デイサービスセンター、あそこの中には認知症対応型の通所介護というのは元々なかったんです。認知のある方でも全部同じ部屋にしていたんですけれども、それを県の方で監査があったときに、部屋を分けた方が一般の方は認知症の方と一緒にするよりも別にした方がケアがしやすい。また気持ちの上でも人間の尊厳じゃないですけれども、やりやすいという指導を受けたものですから分けました。その関係で、この26、27につきましては、その分が増えているのが数字に影響しているところでございます。

あと、一番下の2億6779万2000円のやつですけれども、これは補正予算のときにもちょっとお話をしまして、数字はちょっと大まかな数字かもしれませんが、25年はだいたい90数人が月平均施設に入っていたものが、今は80数人になっているということで、この辺の減少傾向があったものですから、それを反映させて3200万円の減となっております。

これからのそのマクロ経済のいろいろなこと、高齢者の状況がこれから刻々と変わってきます。特に団塊の世代の方があと9年ですか、介護保険の方もぐっと上がりまして、前に全協でやりました長期の10年後のやつも私どもは一回試算をさせていただきます。

すみません。細かい資料は手元になくて数字はちょっと申し上げられませんが、どちらにしても今の65歳の方が10年後にはどっと介護になりやすい75歳になります。それにつられて国もいろいろ対策を取っておりまして、条例改正のときにありましたけれども、施設を増やすという意味ではなくて、方向としては、施設については要介護3以上の方は入所して、それ以内の方は地域で、また訪問介護、通所介護で対応しなさいという形になっています。

ここからは、各町がどれだけ高齢者の方を大切にするか手腕を問われるところで、私どもも平成30年までは地域包括ケアシステムをきちんと整備しなければならないということで、私どももこの議会が終わりましたら、また県の方とこれについて始める形で準備をしております。また、ある程度概要が決まりましたら報告をいたしますので、ご容赦ください。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） この27年度の介護保険制度というのは、今までにない、2番目と言ったらいいんでしょうかね、それだけ大きな改革ですよ。確かに、先ほど、この議会が始まって地域における医療及び介護の総合的な確保というので、29年度と30年度に延ばしましたけれども、ただ単に延ばすだけじゃなくて、この27年度で変わる部分も出てくるんじゃないかなと思っているんですね。その辺を教えてくださいなと思います。ただ延ばしていく部分じゃなくて、それ以外の部分を。

○健康福祉課長（高木和彦君） 今回、補正予算の中で、まち・ひと・しごと創生事業というのがあって、この中に地域支え合い福祉事業というのが170万円ほど盛ってありました。これはもっと早く機会をいただいて説明すればよかったんですが、まず、地域で支えをつくる第一歩として、今ちょっと計画をしています。

例えば、いま介護をお持ちの方ですとか、障害をお持ちの方というのは、一定の介護サービス、障害サービスが受けられますけれども、メニューが決まっています、例えば鳥小屋をちょっと掃除してもらいたいとか、もう少し話し相手をしてもらいたいといっても、介護ですとか、そういうことでは対応できません。これにつきましては、思い切って、まち・ひと・しごと創生事業の中にこの事業を入れて、例えば、あらかじめサービスを提供して欲しい人と提供できる人、これを社協かどこかを事務局として統一すると、サービスを頼みたい人は10分100円なら100円の券をあらかじめ買って、それを頼むと事務局が協力できる人が10分200円なら200円の対価を得てサービスするというのを考えています。

今までボランティアですとかNPOといいますと、それはそれでいいんですけども、まずやり手が少ないのと、やっぱりお金は介在した方が頼む方も気持ち的に楽だということがあるものですから、そこはきちんとお金で整理しようと、事務局を。例えば10回とか20回やって2000円なら2000円券が貯まりましたら、それは事務局の方でその方に報酬として保険料と事務費的なものは抜いてやると、どうしてもボランティアでやりたい方については、そのサービスした分を例えばユニセフですとか、日赤だとか、そんなところに寄附できるような形、特に私ども公務員は収入を得ることはできませんので、私たちが協力会員になったときには、そんな形で寄附なんかに回せばいいのかなと思っています。

それで、この介護の関係ですけれども、これから、いま国、県が地域のことは地域で独自に頑張りなさいということがあるものですから、こういう制度をある程度まとめたら、県の方に相談をかけて、これが65歳以上ですとか、そういう方について、そのサービスの費用について、この介護保険の方で対応できないかというのを今度聞いて、できるということとし

たら、それを主な事業にしていきたいと思います。

地域全体の医療、介護の関係を一体に下さいという件ですけれども、それにつきましては、松崎町は介護事業所も50パーセントはよその地区の介護事業所、医療については金額ベースで80パーセント以上をほかの市町の医療にかかっているところがあるものですから、また、お医者さんの意見といたしましても、開業医さんは3件しかありませんので、いま考えているのは、賀茂郡全体で、その地域介護全体で考えて、協議会みたいな形を作ろうということで、いま調整しています。

○7番（関 唯彦君）　そうですよね。賀茂医師会とか、医師会に相談下さいということもよく出ていますけれども。

それと・・・、いまだたいのことはわかりましたけれど、それと、利用者負担の見直しというのはどうなんでしょうかね。そこをちょっとお聞かせ願えますか。

○健康福祉課長（高木和彦君）　その利用者負担というのは、介護事業所のやつですか。

○7番（関 唯彦君）　もう一回言い直すと、一定以上の所得者の利用負担がちょっと増えるんじゃないか、2割負担になるんじゃないかなと思っているんですけども、それが、27年度の何月頃から行われるのか、地区によっては8月とか、いろいろあるでしょうけれども、その辺も含めて、そのことについてちょっと説明していただけますか。

○健康福祉課長（高木和彦君）　まず、一定所得以上の方につきましては、今年の8月から上げるような形で通達が来ております。本当に所得の多い方につきましては、9段階にした時点で、290万円以上収入がある方につきましては、最高額が今まで基本金額4400円に1.5倍までが最高でしたけれども、それが1.7まで上がると。プラス介護事業所を使ったときには、2割負担になるような話がございます。いきなり全部そのまま2倍になるというわけではないんですけども、8月から改正になると。これにつきましては介護の状態になる方は非常に国全体で多くなってきている。

また、施設というよりも、介護全体の負担を見直さないと、これから運営できないという国全体の方針がありますので、私どもの方からすると、所得が多いから、いきなり施設の利用について負担が増えるというのは気の毒だなと思うんですけども、いま国民健康保険にしても何にしても、負担の多い方に我慢していただくという国の流れがありますので、そこについては、丁寧な説明をしてやっていきたいと思っております。

○7番（関 唯彦君）　わかりました。8月からですね。またその辺を説明してやってください。

それと、それに関連して特定入所者の介護サービスも少し変わるんじゃないかなと思ってはいるんですけども、そこもできれば一緒に話してもらえればよかったかなと思うんですけど。その辺はどうなのでしょうかね。

○健康福祉課長（高木和彦君） 関議員やつは、ある程度所得が少ない方が施設に行ったときに、その所得に応じて減額する制度のことだと思います。

ぼくも勉強不足で大変申し訳ありませんけれども、今まで改正について見ている資料の中にちょっとその細かい資料の説明がなかったものですから、ちょっと落としていましたけれども、ちょっとちゃんとした説明はできないんですけども、それにつきましても、国の方でこうするというような指示があれば、それに従わざるを得ない状況です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 議案20号資料の方で2ページなんですけれども、要介護認定者数の状況という形で、平成27年度、それぞれ要支援から要介護5までありまして、全体で503名の方が、それぞれ要支援あるいは要介護に認定されている。これは見込みということで、下の欄にありますけれども、要介護の一番最高のランクづけである要介護5の40人あるいはその下の要介護4の67人ですけれども、これは、それぞれの一般家庭の考え方もあるでしょうけれども、この数字ですね。要介護4、要介護5を見てみると107人ですか、見込み数ですけれども。この方たちが自宅にいるのか、あるいはそういった施設に入っているのか、わかりましたらば、その辺を教えてもらいたいと思います。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、要介護4・5といたしますと、一番重度というか、4も5も自分では生活できない方でございます。ざっとの数字ですけれども、ただ要介護4・5でも重度の方は自宅で介護する場合は、紙おむつとかそういうのを補助する制度があります。その数からすると50の方が自宅にいます。その方はずっと自宅というわけじゃなくて、ショートステイというような制度がありまして、ご家族が、例えば何か出かける用事があるよとか、そういうときにつきましては、十字の園なんかに一時的に預けるといことはあると思いますけれども、基本的には、これは107の方がいらっしゃいますけれども、その内の50人くらいは自宅にいると思われまして。

○2番（福本栄一郎君） 一般家庭でもだんだん核家族化、現実に入っているわけですね。いわゆる老老介護になってきます。家族が大家族、二世帯住宅・・・、三世帯はいないでしょう、だいたい二世帯住宅だったらば、人手も多い、しかし、核家族化によって松崎町は独居がかなりの数、多いし、老々の世帯、高齢者世帯が多いわけですね。そういった場合に、例

えば、1人寝込むと大変なわけですよ。電気が消えたごとく家の中が暗闇になってきます。そういった場合に、約50人いますけれども、この50人の人は施設を希望していても入れないんですか、その辺をお聞かせください。

○健康福祉課長（高木和彦君） 特別養護老人ホームですと月に7万円くらいで入所できるんですけれども、それ以外ですと、例えば、有料老人ホームになりますと、もう11万円とか、12万円で、この50人の中には所得が少ないから入れられないという方もたくさんいるとは思っています。

もう一つ、問題は、ヘルパーさんの賃金が少ないという問題を抱えていまして、これが1時間に2000円とか3000円の収入になれば、ヘルパーさんがたくさんいて自宅でもかなりのサービスができます。

また、例えば夜間金額については、その1.5倍の3000円の賃金が出るとなれば、自宅介護でもかなりできるんじゃないかと思いますが、元々のその賃金が少ないということがこの介護の世界の、また松崎町みたいに施設が少ないことも非常に大きな問題だと思っています。

そのことについて、先ほど100円の券でどうのこうのということがありますがけれども、さっきのやつは、そういうヘルパーさんたちも救うような形で、例えば事業所の中で、そういうサービスを会社からもらうわけですが、あと暇な時間といいますか、ほかに土曜日だとか、日曜日なんかさっき言った制度を使って、軽い方の例えば散歩だとか、話し相手だとか、そういうところである程度収入があれば大変なところは補完できるのではないかなと考えて、先ほどの支え合い型福祉サービスというのを企画しているところでございます。

○2番（福本栄一郎君） よくわかりました。

そこで、町長にお伺いしたいと思いますけれども、そういった状態が・・・、入るにもはいれない、特養施設は金額も安い。国民年金で夫婦でもらっている世帯は13万円程度です。貯金があるないは別としまして、1人になった場合はその2分の1、生活がいっぱいなんですよ。食べるだけでも大変だと思います。そういった場合に、自宅待機、子どもさんがよそにいても遠距離介護というのは、これはもうほぼ不可能ですよ。となりますと老老介護という形になります。しかも特養施設に入りたくても安いところには入れない。かといって有料のところはもう年金生活では入れない。そういった場合に政策として、町長は、この特養施設をつくる考え方はあるんですか。将来的に・・・、我われも・・・、私もいずれお世話になるかもしれませんが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 先週ですか、グラウンドゴルフ大会がありまして、今度の土曜日に農

業祭があって、昨日芸能発表会があったわけですが、そのとき私は、本当に・・・、芸能発表会のときに、去年は十字の園の方が車いすで見に来ていたわけですが、そのときに、本当に私はなんと申しますか、町としては本当に生きがいつくりというのをちゃんとしていかないと、これはいかなど。やっぱり趣味を楽しんだり、仕事を持っている人はいきいきとしているけれども、どうも退職等をして自分が一人になるとだんだん話し相手も少なくなって、だんだん落ち込んでいくというようなことがあります、本当に生きがいつくりというのを町でやっていく必要があるなと思っています。

いま課長が説明したとおり、福本君がよく言うところのお助け隊みたいなものがこれからできるわけですが、そのようなことをやっていかなければと思っています。

自分ももし年をとって動けなくなったら、やっぱり自宅で死にたいなと思っていますので、本当に健康寿命を維持して、死ぬときにはぼっくりいきたいなと思っていますけれども、そのようなことも勘案しまして、特養等は、これからはどういうふうに動いていくか、ちょっとわからないですけど、南伊豆のを聞いていますけれども、結構難しいところがあるようなことがありますので、そのようなことを勘案しながら進めていきたいなと思うところでございます。

○健康福祉課長（高木和彦君） それで、松崎にあります十字の園の施設長と話をするんですけども、今度施設の方は要介護3以上の方が入れると、1・2の方については、特別な事情ということになるものですから、これから何年かはだいぶ数も落ち着くのではないかと。ただ、さっき言いました団塊の世代の方が65歳・・・、65歳やそこらでしたらまだ大丈夫ですけども、80歳とかになったときには、やっぱり状況は変わってくると思いますので、やっぱり5年とか、10年のスパンで見直しをしながら、進めていくべきではないかなと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 本会計年度に介護もなかなか国の支出の圧縮が激しく出てくるということですが、いま説明していましたが、要支援の1・2が町村の介護会計の方に丸投げして、国は施設入所しないというふうになっていくそうではありますが、現実には非常にこれは影響が出ると思うんですよ。

だから、それについてどのようにお考えをお持ちなのか。預かってもらわなければどうしようもないというような人も多いと思うんですが、どんなふうを考えているのかというのが一つです。

それから、関議員も言っていましたが、2割負担がこの年の8月から採用されるということで自己負担が2割になると、いま年金が減らされてきて非常に年金も少ないというなかで、この自己負担が2割になるというのは非常にきついと思うんですよ。年寄の生計というか、暮らしにとっては、これが、この本予算にはどんな形で影響が出てくるわけですか。その説明もお願いします。

それからもう一つ、事業所の報酬単価というか、支払われるお金が非常に窮屈だということで、事業所そのものが成り立たないという事態が進行しているようですけども、その上に、さらに、この年度は報酬の値下げが、かなり大幅な値下げがされるという話を聞くわけですけども、情報、どんな中身になっているか、その説明もいただきたいと思います。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず要支援1・2の方についてです。これは、今まで従来からいましたけれども、私どもは要支援になる前の予防事業対象者から要支援にならないように、そういうことに使われてきましたけれども、これからはもっと力を入れて、要支援1・2になったらすぐに住宅改修ですとか、補助道具なんかをレンタルに力を入れて、とにかく進まないことに全力を尽くしたと思います。

そのためにうちの方の包括なんかも、さっき言ったデイサービスなんかが減る分について、助け合い事業みたいな形で、その方がなるべく自宅にいられるような体制を作っていきたいと考えています。

それと、8月から負担が2割になるという方、これは・・・、まず、2割になる方というのは年金だけじゃなくて・・・、年金もあれですけども、所得が多い方で年に280万円とかだったら、普通の厚生年金、例えば学校とかそういうのよりもっと高い所得がある方で、その辺は十分な収入があるものですから、負担いただこうと・・・。

条例改正のときにちょっとお話しましたけれども、消費税が10パーセントに上がりますと、年金生活者というのは生活にもろに影響するところがありますけれども、1段階から4段階の方は、その消費税が上がったことで保険の方にそれが補てんされて、今まで1段階の一番低い人は月2200円でしたけれども、これが50パーセントまで負担でしたけれども、70パーセントまで・・・、0.3ですね。だから4400円の30パーセントまで金額が低くなるものですから、低所得の方に対しての介護の保険料の負担ですとか、そういうのは、これからは改善されるというふうに考えております。

その事業所の関係についてですけども、私どもは事業所の経営方針とかそういうのを一つずつ見ているわけじゃないものですから、ざっと聞いている話ですけども全体で2.7パー

セントほど報酬が下がるというふうに聞いています。

これにつきましては、事業所の方に営業努力をしてもらうしかないわけなんですけれども、こうなったのも松崎とか、特定の事業所がどうのこうのじゃなくて、日本全体の中である程度余裕を持っている事業所なんかもあるということが影響して、そうなったのかわかりませんが、これにつきましては、算定の数字というのは私どもが作るわけじゃなくて、国の方で示す数字ですから、これから各事業所の方に経営状態なんかを聞きながら、改善はできないですけれども、何かぼくらの方でお手伝いすることがあれば、処遇改善みたいなことができるものでしたら、対応したいというふうには考えます。

○10番（鈴木源一郎君） 事業所に支払われる報酬ですが、2.27パーセントの引き下げ、全体じゃなくて、職員のね、言ってるわけですけどね。引き下げられると、ヘルパーさんなどが非常に給料が少なく低所得、薄給でやっているということで、たまらないという悲鳴が出ているというのが情報であるわけですが、その改善どころか引き下げられるということから、事業所そのものが成り立たないという悲鳴があちこちで出ているだろうということですが、わが町の事業所はいくつくらいあって、どんな状況になっているんですか。

それから、そういうようなことについての情報を聞かないですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 松崎町には4つの事業所がありまして、特に事業所の方から急に4月から苦しくなって大変だということまではいかないけれども、試算をしてみるとやり繰りが大変になるだろうということは言っています。

特に、西伊豆町のヒューマンヴィラというところが秀生会の系列でありますけれども、あそここの職員なんかに聞きましたら、だいぶ厳しくなるものですから経費のことについても中で見直しをするような話はしておりました。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 私は、この介護保険会計予算に反対いたします。

これも国保のときにも言いましたように、システムに非常に囲まれていて、なかなか幅がないという状況があって、どうにもならないということがありますが、国が今のこの介護保険を・・・、いま質疑で言いましたように予算上、圧縮してくるということから町村はなお成り立たなくなるという事態になりかねないようなことが進行してくるということから、これではやっぱり今のお年寄り問題、介護の問題を前向きに解決を図るところか、後退していくということにならざるを得ないと思います。

よって、私は本案に反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（藤井 要君） この介護の問題は、いろいろと国の方からもあって、問題があるかと思えますけれども、いま課長の方からいろいろ答弁を聞いておりますと、10年後を見越して粛々と困らないようにやっていくと、それを今やっているところの段階であるというようなことも言っておられます。

いろいろとご負担、年金の関係、大変かと思えますけれども、そういう介護になる方を少しでも少なくしようという姿勢も、私は当局の方でみられると思いますので本案に対しては賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第20号 平成27年度松崎町介護保険特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時50分）